

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成29年6月7日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第1601262号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第1700046号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年6月15日の標準賞与額を10万2千円に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和60年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月

A社に勤務している期間のうち、平成19年6月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録がない。賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「賞与明細H19年6月度」、同社から年金事務所に対して提出された賞与支給日に係る証明書、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳及びB健康保険組合から提出された請求者に係る賞与記録により、請求者は同社から請求期間に10万2千円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払日については、上記証明書、普通預金元帳及び健康保険組合の賞与記録から、平成19年6月15日とすることが必要である。

なお、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定により、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされているところ、請求者に係るオンライン記録によると、請求者は、平成19年4月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、さらに同日で同社C支社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、請求者のA社における上記資格喪失年月日及び同社C支社における上記資格取得年月日は、同社から提出された請求者に係る人事記録により、請求者が同社C支社に正式配属された異動年月日と一致していることが確認できることから、請求者が同社から平成19年6月15日に支給された賞与については、上記規定により、保険料徴収の対象とならない厚生年金保険被保険者の資格を喪失した月に支給された賞与であると認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第1601281号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第1700047号

## 第1 結論

請求期間②について、請求者に係るA社所有のB船舶(以下「B船舶」という。)の船員保険被保険者記録のうち、昭和18年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間を戦時加算の対象期間とすることが必要である。

請求期間②について、その他の請求期間については、戦時加算の対象期間として認めることはできない。

請求期間①について、戦時加算の対象期間として認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和18年\*月\*日から同年\*月\*日まで  
② 昭和18年\*月\*日から同年\*月\*日まで

請求期間①及び②の船員保険被保険者期間について、危険海域を航行していたことを記憶しているので、調査の上、戦時加算の対象となる期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者に係るオンライン記録、船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳により、請求者は当該請求期間において、B船舶に乗船し、船員保険の被保険者であったことが認められる。

また、戦時加算に該当する船舶は、船舶所有者からの届出に基づき作成された戦時加算該当船舶名簿に記載されているところ、日本年金機構から提出された戦時加算該当船舶名簿により、B船舶の加算区域航行期間は、昭和18年\*月\*日から昭和19年\*月\*日までの期間であることが確認できることから、請求者の請求期間②に係る船員保険被保険者期間のうち、昭和18年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間を戦時加算の対象期間に訂正することが必要である。

一方、請求期間②のうち、昭和18年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間については、上記戦時加算該当船舶名簿において戦時加算の対象期間であることが確認できない。

また、A社は既に解散しており、同社の登記簿謄本で確認できる請求期間②当時の取締役及び同社の清算人へ照会を行ったものの、回答を得られなかった上、B船舶に係る船員保険被保険者名簿により確認できる被保険者で所在を確認できた者はいないことから、請求期間②当時

におけるB船舶の航路等について確認することができない。

このほか、請求期間②のうち、昭和18年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間におけるB船舶の航路等について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②のうち、昭和18年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間について、戦時加算の対象期間として認めるることはできない。

- 2 請求期間①について、請求者に係るオンライン記録、船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳により、請求者は当該請求期間において、Cが所有する船舶であるD船舶（以下「D船舶」という。）に乗船し、船員保険の被保険者であったことが認められる。

一方、日本年金機構から提出された戦時加算該当船舶名簿により、D船舶の加算区域航行期間は、昭和18年\*月\*日から昭和21年\*月\*日までの期間であることから、請求期間①は加算区域航行期間ではないことが確認できる。

また、船舶所有者は既に亡くなっていることがうかがえる上、D船舶に係る船員保険被保険者名簿により確認できる被保険者で所在を確認できた者はいないことから、請求期間①当時ににおけるD船舶の航路等について確認することができない。

このほか、請求期間①におけるD船舶の航路等について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、戦時加算の対象期間として認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 1601339 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第 1700014 号

## 第1 結論

平成2年\*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めるとはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年\*月から平成3年3月まで  
② 平成10年4月から平成13年11月まで  
③ 平成14年10月から平成18年12月まで  
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

これまで2回、請求期間を含めて20歳になった平成2年\*月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付しており、納付金額は定かではないが納付していたことは間違いないので、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして訂正請求を行ったが、訂正是認められないとする通知を受け取った。

しかし、新たな資料等はないが、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに、納得ができない。他の公共料金、携帯電話料金と同様に国民年金保険料も、日々ほぼ滞りなく支払ってきた。コツコツと支払ってきたことは確信しているので、再度訂正請求を行った。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、国民年金保険料については、請求期間を含めて20歳になった平成2年\*月から、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているが、①オンライン記録によると、平成2年\*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、②平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2

月 13 日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成 14 年 10 月から平成 20 年 6 月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることではなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、③請求期間は合計で 117 か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に平成 28 年 8 月 30 日及び同年 12 月 21 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、これまで 2 回の請求と同じ請求内容で、請求期間を含めて 20 歳になった平成 2 年 \* 月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601277 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700045 号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。  
調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は既に解散し清算終了していることが確認できるところ、請求期間当時の代表取締役へ照会を行ったものの、回答を得られなかつた上、同社の会社分割先の事業所の担当者は、同社の請求期間の賞与に係る賃金台帳等の資料については、引き継いでいない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与支給明細書及び預金通帳を保有しておらず、賞与の振込先金融機関及び口座番号は不明である旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできない。